

音楽療法アドバイザーの募集について

(公財) ひょうご震災記念21世紀研究機構では、保健・医療・福祉などの様々な分野で音楽療法の実践を志す方を対象に、実践者としてふさわしい専門的知識・技術を身に付けるとともに実践者としての資質の向上を図っていただくため、兵庫県と共催で、兵庫県独自の音楽療法士を養成する音楽療法講座等を実施しています。

このたび、当研究機構は、音楽療法講座の企画・運営等を業務とする音楽療法アドバイザーを採用するため、下記の要領により、採用候補者の募集を行うこととしました。

音楽療法士の育成と普及に熱意のある方を広く求めますので、意欲のある方のご応募をお待ちしております。

記

1 業務内容等 (出張による業務を含む)

- (1) 音楽療法講座の企画・運営に関する事務
- (2) 音楽療法講座の受講者・修了者に対する指導・助言に関する事務
- (3) 兵庫県音楽療法士の認定審査に関する事務
- (4) 実践活動発表会の企画・運営等、音楽療法の普及推進に係る事務
- (5) 上記以外で、音楽療法講座等に付随する事務

2 応募資格

次の各項目にすべて該当する者としてします。

- (1) 日本音楽療法学会認定音楽療法士 (海外での音楽療法士認定者を含む) または兵庫県音楽療法士の有資格者で5年以上経過し、日本音楽療法学会認定音楽療法士及び兵庫県音楽療法士の場合、更新を経た者
- (2) 音楽療法に関する教育研究業績 (研究・事例発表等を含む) を有する者
- (3) (1)の資格認定後に、音楽療法の有償の臨床経験を有する者
- (4) パソコンを用いた事務作業 (ワードによる文書作成、エクセルによるデータ処理等) ができる者

3 採用者数

1名

4 採用予定日

令和3年4月1日以降随時

5 勤務条件

- (1) 採用形態
当機構の任期付職員
- (2) 採用期間、給与、勤務時間等
 - ①採用期間：1年 (更新可能)
 - ②給 与：月額154,400円 (採用初年度の場合)
※予算の状況により変更となる場合があります。
 - ③期末手当：6月期、12月期支給 (各期1.275月)
※採用日により支給率は異なります。
※予算の状況により変更となる場合があります。
 - ④交通費：実費相当額 (ただし、上限あり)
 - ⑤社会保険：雇用保険、健康保険、厚生年金保険、労災保険

⑥勤務日：週4日勤務（原則として火曜～土曜のうちの4日間）

※週2日または週3日勤務も可

⑦勤務時間：9：15～17：30（休憩60分）

⑧休暇：年次有給休暇、その他夏季休暇等付与

※上記の詳細及びその他の勤務条件については、当研究機構の規定によります。

※②③⑤⑧は、週4日勤務の勤務条件のため、週2日または週3日勤務の場合は異なります。

(3) 勤務場所

（公財）ひょうご震災記念21世紀研究機構 兵庫県こころのケアセンター

神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2（阪神電鉄春日野道駅から南へ徒歩8分）

☆兵庫県からの交付金に基づく事業のため、県予算の成立状況によって、勤務条件等が変更になる場合があります。

6 応募書類

(1) 履歴書（書式自由、写真貼付（最近3か月以内のもの）、本人自筆：ワープロ不可）

(2) 音楽療法に関する教育研究業績及び臨床経験を明記した書類（様式自由、手書き不可：ワープロソフトにより作成）

(3) 日本音楽療法学会認定証（音楽療法士）の写し

※日本音楽療法学会の認定をお持ちの方のみ

※面接選考の際、原本を持参いただきます。

(4) 作文（題名「兵庫県（または地方自治体）における音楽療法の取り組みについて」、A4用紙で1200字以内、ワープロソフトにより作成：手書き不可）

☆応募書類は、原則として返却いたしませんので、ご了承ください。

7 応募期限

随時

8 選考方法

(1) 書類による1次選考を行う。応募状況によっては、1次選考を省略する場合がある。

(2) 1次選考の合格者に対して、面接による2次選考を行う。

(3) 2次選考の結果は、面接終了後速やかに決定し、通知する。

9 応募方法

封筒に「音楽療法アドバイザー応募書類在中」と朱書きし、下記の提出先へ、応募書類を郵送または持参すること。

10 提出先・問合せ先

（公財）ひょうご震災記念21世紀研究機構

兵庫県こころのケアセンター 事業部事業課

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2

（阪神春日野道駅から南へ徒歩8分）

電話：（078）200-3010（代表）

FAX：（078）200-3017

開館日：火曜～土曜 9：00～17：30

※休館日は、日曜、月曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、月曜日がハッピーマンデー（成人の日、海の日、敬老の日及び体育の日）または振替休日（祝日が日曜日にあたるときのその翌日）の場合、その前の週の土曜日です。